



平成 29 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社テラプローブ  
 代 表 者 代表取締役社長 渡辺 雄一郎  
 (コード番号：6627 東証マザーズ)  
 問合せ先 執行役員 CFO 神戸 一仁  
 (TEL 045-476-5711)

### 事業譲渡及び重要な契約等の終了予定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、平成 30 年 5 月 1 日をもって、マイクロン ジャパン株式会社（以下「MJP」といいます。）に対して、マイクロンメモリ ジャパン株式会社（旧エルピーダメモリ株式会社、以下「MMJ」といいます。）を顧客とする一部事業（以下「本事業」といいます。）を譲渡すること（以下「本事業譲渡」といいます。）について決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本事業譲渡に伴い、当社、MMJ 及びその完全親会社である米国の Micron Technology, Inc.（マイクロン・テクノロジー・インク。以下「MTI」といいます。）との間で締結している半導体テストサービスに関する包括契約は、平成 30 年 4 月 30 日をもって期間満了により終了する見込みです。

#### 1. 事業譲渡の理由

当社グループは、現在 MTI の完全子会社である MMJ のテスト部門を母体として創業されたことから、これまで MMJ を主要顧客として事業を展開してまいりました。当社は、MMJ 及び MTI との間で、MMJ の半導体テストサービスに関する取引基本契約及び包括契約（以下「本サービス契約」といいます。）を締結しており、本サービス契約では、MMJ が同社の広島工場（略称：Fab15）において生産するウエハの実質全量のウエハテストについて、平成 27 年 5 月 1 日から 3 年間、当社が受託する旨定められており、その受託数量（枚数ベース）は順調に推移しております。しかしながら、MMJ に対する売上高は、後述の通り、MMJ に対して半導体テストサービスを提供する際、MTI 及びその関連会社（以下「MTI グループ」といいます。）製の半導体検査装置によってテストを行う製品の数量が増加していることを背景に下表に示すとおり年々低下しており、今後も更なる低下が見込まれます。

|                 | 平成 26 年 3 月期 | 平成 27 年 3 月期 | 平成 28 年 3 月期 |
|-----------------|--------------|--------------|--------------|
| M M J 向 け 売 上 高 | 11,709 百万円   | 9,587 百万円    | 8,085 百万円    |

当社としては、特定顧客への過度な依存は望ましくないとの考えのもと、日本及び台湾において MMJ を含む MTI グループ以外の顧客向けの事業規模を拡大すべく事業買収を含む設備投資も積極的に行い、MTI グループ向けの売上高比率は徐々に低下してきております。当社グループにおける MTI グループへの売上高比率及び MMJ への売上高比率の推移は以下のとおりです。

|                              | 平成 26 年 3 月期 | 平成 27 年 3 月期 | 平成 28 年 3 月期 |
|------------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 当社の連結売上高に対する、MTI グループへの売上の比率 | 61.4%        | 51.6%        | 41.6%        |
| 当社の連結売上高に対する、MMJ への売上の比率     | 54.0%        | 45.0%        | 35.6%        |

他方、MTI グループは半導体製造プロセスにおける標準化をグローバルに進めており、MMJ においてもその取組みを推進しております。当社が MMJ に対して半導体テストサービスを提供する際、MTI グループが保有す

る MTI グループ製の半導体検査装置を使用する場合と当社が保有する他社製の半導体検査装置を使用する場合がありますが、MTI グループが標準としている MTI グループ製の半導体検査装置によってテストを行う製品の数量が MMJ が製造するメモリの微細化に伴い年々増加しております。なお、当社が MMJ にサービスを提供する際の取引単価・利幅については、一般的には当社が保有する他社製の半導体検査装置を使用する場合の方が大きく、MTI グループがテスト工程の標準化を推進することで MMJ との平均取引単価・利幅の更なる下落が見込まれます。

かかる経営環境において、当社ではこれまで進めてきた MTI グループ以外の顧客向けサービスを拡大する施策をより強化する必要があると考えておりましたところ、平成 28 年 11 月中旬、力成科技股份有限公司（英文名称：Powertech Technology Inc.。以下「PTI」といいます。）から、当社に対し、PTI 及びその関連会社（以下「PTI グループ」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）による当社の連結子会社化について申入れがありました。その後、PTI と当社の間で当社の企業価値向上策について協議を行う過程で、本事業譲渡が当社の企業価値向上のための有力な選択肢として浮上し、本公開買付けと本事業譲渡を併せて検討することといたしました（以下、本公開買付け及び本事業譲渡を総称して「本取引」といいます。）。当社は、当該検討に際して、後述する「7. 支配株主等との取引等に関する事項」に記載の各措置を講じた上で、野村証券株式会社から取得した本事業譲渡に関する事業価値算定書、TMI 総合法律事務所から得た法的助言、独立役員 3 名から入手した意見書その他の関連資料を参考の上、本事業譲渡を含む本取引について慎重に協議及び検討を行った結果、以下に記載する条件で本事業譲渡を実施し、当社の経営資源を成長事業に振り向けることが当社の企業価値の向上に資すると考え、本事業譲渡を行うことといたしました。

なお、当社広島事業所における MMJ 以外の顧客向け半導体テストサービス事業については、従来どおり事業を継続してまいります。

また、本日当社が公表した「力成科技日本合同会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」にも記載のとおり、本日、PTI は、PTI がその持分の全てを所有する力成科技日本合同会社を介して、MMJ が所有する当社株式を取得し、当社を連結子会社化することを主たる目的として本公開買付けを行うことを決定しており、本公開買付けにより PTI が当社の親会社となることが見込まれます。当社グループは、PTI グループの経営リソースも活用し、更なる成長を図るべく尽力してまいります。

なお、本事業譲渡の対価として MJP から当社に対して平成 30 年 5 月 1 日に支払われる予定の資金については、原則として当社の成長戦略の実現に向けた投資に使用する予定ですが、その一部については株主の皆様へ還元することも検討いたします。

## 2. 事業譲渡の概要

### (1) 本事業の内容

MMJ に対する半導体テストサービス事業

### (2) 本事業の経営成績（平成 28 年 3 月期）

|       | 本事業(a)    | 平成 28 年 3 月期連結実績(b) | 比 率(a/b) |
|-------|-----------|---------------------|----------|
| 売 上 高 | 8,085 百万円 | 22,731 百万円          | 35.6%    |

(注) 本事業は広島事業所における事業の一部であるため、売上総利益、営業利益、経常利益については算出しておりません。

### (3) 本事業の資産、負債の項目及び金額（平成 28 年 12 月 31 日現在）

| 資 産     |           | 負 債     |      |
|---------|-----------|---------|------|
| 項 目     | 帳簿価額      | 項 目     | 帳簿価額 |
| 流 動 資 産 | 一百万円      | 流 動 負 債 | 一百万円 |
| 固 定 資 産 | 1,279 百万円 | 固 定 負 債 | 一百万円 |
| 合 計     | 1,279 百万円 | 合 計     | 一百万円 |

(注) 本事業譲渡の対象に、流動資産、流動負債、固定負債は含まれません。

(4) 譲渡価額及び決済方法

譲渡価額：約 35 百万米ドル

決済方法：現金

(注) 本事業譲渡に伴い、当社が保有する半導体検査装置の一部を MJP に対して賃貸借することを合意しておりますが、当該賃貸借に係る賃貸料は上記譲渡価額に含まれておりません。

(5) その他

本事業譲渡は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 467 条第 1 項第 2 号に定める簡易事業譲渡に該当します。

3. 相手先の概要

|                                 |                                |   |
|---------------------------------|--------------------------------|---|
| (1) 名 称                         | マイクロン ジャパン株式会社                 |   |
| (2) 所 在 地                       | 東京都港区芝浦 4-2-8                  |   |
| (3) 代表者の役職・氏名                   | 代表取締役社長 木下 嘉隆                  |   |
| (4) 事 業 内 容                     | 各種半導体メモリー製品の卸売                 |   |
| (5) 資 本 金                       | 90 百万円                         |   |
| (6) 設 立 年 月 日                   | 平成 2 年 5 月 8 日                 |   |
| (7) 純 資 産                       | 28,486 百万円（平成 28 年 8 月 31 日現在） |   |
| (8) 総 資 産                       | 37,008 百万円（平成 28 年 8 月 31 日現在） |   |
| (9) 大株主及び持株比率                   | Micron Technology, Inc. (100%) |   |
| (10) 上 場 会 社 と<br>当 該 会 社 の 関 係 | 資 本 関 係                        | MJP の兄弟会社である MMJ は、当社の発行済株式総数（9,282,500 株）の 39.6%に相当する 3,680,000 株を保有しております。    |
|                                 | 人 的 関 係                        | 平成 29 年 3 月 31 日現在、当社取締役のうち 1 名が MJP の兄弟会社である MMJ の取締役を、2 名が MMJ の従業員を兼務しております。 |
|                                 | 取 引 関 係                        | 当社は MJP の兄弟会社である MMJ から半導体テスト業務を継続的に受託しており、主要な取引先であります。                         |
|                                 | 関 連 当 事 者 へ<br>の 該 当 状 況       | MJP の兄弟会社である MMJ は当社の大株主であり、当社の関連当事者に該当いたします。                                   |

4. 日 程

|                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| (1) 取 締 役 会 決 議 日 | 平成 29 年 4 月 14 日    |
| (2) 契 約 締 結 日     | 平成 29 年 4 月 14 日    |
| (3) 事 業 譲 渡 期 日   | 平成 30 年 5 月 1 日（予定） |

(注) 本事業譲渡は会社法第 467 条第 1 項第 2 号に定める簡易事業譲渡に該当するため、株主総会決議を経ずに行います。

5. 会計処理の概要

本事業譲渡に係る会計処理は企業結合会計基準上の「譲渡」に該当する見込みです。

## 6. 今後の見通し

本事業譲渡の実行は平成 30 年 5 月 1 日を予定しており、当社の今期（平成 30 年 3 月期）の業績に与える影響は軽微と見込んでおります。なお、本事業譲渡の実行により平成 31 年 3 月期には特別利益を計上することが見込まれますが、具体的な金額については、詳細が確定次第速やかに開示いたします。

## 7. 支配株主等との取引等に関する事項

### （1）支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

PTI、力成科技日本合同会社、MMJ、MTI 及び MJP は、いずれも当社の支配株主に該当せず、本事業譲渡を含む本取引は支配株主との取引等に該当しません。

### （2）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本事業譲渡を含む本取引は支配株主との取引等に該当しませんが、本取引は、当社が MTI グループ向けサービスへの過度な依存から脱却するとともに、PTI グループの経営リソースを活用して MTI グループ以外の顧客向けサービスを拡大していくという同一の目的の中で行われる一連の取引であり、本取引に関連する MMJ と PTI の当社に対する議決権保有割合を合算すると当社の総株主の議決権の過半数となることから、当社は、本取引が支配株主との重要な取引等に準じるものとみなし、本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下に述べる措置を講じております。

#### ①当社における独立した第三者算定機関からの本事業譲渡に関する事業価値算定書の取得

当社は、本事業譲渡における譲渡価額の公正性・妥当性を確保するため、譲渡価額の決定に際し、PTI、力成科技日本合同会社、MMJ、MTI 及び MJP 並びに当社から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券株式会社に対し事業価値算定を依頼し、平成 29 年 4 月 14 日付で本事業譲渡に関する事業価値算定書を取得しております。

#### ②当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、その意思決定過程における透明性及び公正性を確保するため、PTI、力成科技日本合同会社、MMJ、MTI 及び MJP 並びに当社から独立した当社の法務アドバイザーである TMI 総合法律事務所から、本取引における意思決定の過程及び方法並びにその他の留意点について法的助言を受けております。

#### ③当社における利害関係を有しない第三者からの意見書の取得

当社は、本事業譲渡を含む本取引に係る意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、本取引を検討するにあたり、PTI、力成科技日本合同会社、MMJ、MTI 及び MJP から独立し、東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社の社外取締役の森直樹氏並びに当社の社外監査役の檜垣修氏及び打越佑氏に対し、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引に係る交渉過程の公正性、(c)本取引により当社に交付される対価の妥当性、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提に、本取引が当社の少数株主（PTI、力成科技日本合同会社、MMJ、MTI 及び MJP 以外の一般株主をいいます。以下同じです。）にとって不利益であるか否かについて検討を依頼いたしました。

当社の独立役員 3 名は、当社から、本取引の意義及び本取引に係る交渉過程等の説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、当社が野村證券株式会社から取得した本事業譲渡に関する事業価値算定書その他の資料の検討を行いました。

その上で、当社の独立役員 3 名は、上記 (a) 乃至 (d) の事項につき慎重に協議及び検討を行った結果、平成 29 年 4 月 14 日付で、当社取締役会に対し、大要以下の内容の意見書を提出しました。

(a) 本取引の目的は、MTI 向けサービスへの過度な依存から脱却し、海外市場への展開力を有する PTI グループの経営リソースを活用して、当社の事業拡大を図り、当社の顧客基盤をより強固なものとして当社の企業価値を向上させることにあるところ、当社を取り巻く経営環境に鑑みれば、そのような施策をとることも合理的な選択肢の一つであると考えられることから、本取引の目的は正当であると認められる。

(b) 当社は、本取引について検討するにあたり、独立した外部専門家からの助言を取得するとともに、本取引のうち本事業譲渡の条件に関して MTI グループとの間で実質的な協議及び交渉を複数回にわたって行っており、かつ、本取引の交渉過程において本取引に特別の利害関係を有する可能性のある

者はこれに関与していないことからすれば、本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められる。

(c) 当社が野村證券株式会社から取得した本事業譲渡に関する事業価値算定書の算定結果及び本事業譲渡の対価が上記(b)のとおり公正と認められる交渉過程を踏まえて決定されたものであることからすれば、本取引のうち本事業譲渡により当社に交付される対価は公正であると認められる(なお、本取引のうち本公開買付けについては、MMJ が所有する当社の株式を取得することを目的としており、本公開買付けに当該株式以外の応募があることを想定していないとのことであるため、本公開買付けに係る買付け等の価格の公正性については意見しない)。

(d) 上記(a)乃至(c)の事項に加えて、当社が、MJP から支払われる予定の本事業譲渡の対価について、原則として当社の成長戦略の実現に向けた投資に使用する予定であるものの、その一部については株主に還元することも検討していることからすれば、本取引は当社の少数株主にとって不利益ではないと認められる。

#### ④当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、野村證券株式会社から取得した本事業譲渡に関する事業価値算定書、TMI 総合法律事務所から得た法的助言、独立役員3名から入手した意見書その他の関連資料を参考の上、本事業譲渡を含む本取引について慎重に協議及び検討を行いました。

その上で、上記「1. 事業譲渡の理由」に記載の経営環境において、当社が中長期的な企業価値向上を実現するためには、当社が進めてきたこれまでの施策をより強化することが不可欠であると考えに至りました。そして、MTI グループ以外の顧客向けサービスを拡大していく観点からは、本取引を通じて、当社の事業に関する深い理解を有し、また、海外市場への展開力を有する PTI グループを新たな事業パートナーとし、その経営リソースを活用していくことで以下のような戦略の実行が可能となり、当社の企業価値の向上に資するものであると判断するに至りました。

(a) PTI グループの顧客基盤を活用して当社事業の拡大を図ること

(b) PTI グループと当社が連携してターンキーソリューションを提供することで、両社の顧客基盤をより強固なものとする

また、本事業譲渡の対価については、当社が野村證券株式会社から取得した本事業譲渡に関する事業価値算定書の算定結果を下回る価格ではないこと、及び上記「②当社における独立した法律事務所からの助言」及び「③当社における利害関係を有しない第三者からの意見書の取得」に記載の各措置が講じられた上で決定された価格であることを踏まえ、本事業譲渡の対価は公正であると判断いたしました。

以上より、当社は、平成 29 年 4 月 14 日開催の取締役会において、本事業譲渡を行うことを決議いたしました。当該取締役会においては、当社の取締役である萩原俊明氏、福田岳弘氏及び森本賢治氏が、MTI グループの役職員を兼務していることを踏まえ、利益相反の疑いを回避する観点から、まず、当社取締役6名のうち、萩原俊明氏、福田岳弘氏及び森本賢治氏以外の3名の取締役において審議の上、その全員一致で本事業譲渡を行う旨の一段階目の決議を行った後、さらに、会社法第 369 条に定める取締役会の定足数を考慮し、萩原俊明氏、福田岳弘氏及び森本賢治氏を加えた6名の取締役にて改めて審議し、その全員一致で本事業譲渡を行う旨の二段階目の決議を行いました。なお、萩原俊明氏、福田岳弘氏及び森本賢治氏は、当社の立場において、本取引に関する PTI、力成科技日本合同会社、MMJ、MTI 及び MJP との協議及び交渉には一切参加していません。

また、当該取締役会には、当社の社外監査役3名が審議に参加し、その全ての監査役が、当該取締役会の決議に異議がない旨の意見を述べております。

#### (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主等と利害関係のない者から入手した意見の概要

本事業譲渡を含む本取引は支配株主との取引等に該当しませんが、本取引は、当社が MTI グループ向けサービスへの過度な依存から脱却するとともに、PTI グループの経営リソースを活用して MTI グループ以外の顧客向けサービスを拡大していくという同一の目的の中で行われる一連の取引であり、本取引に関連する MMJ と PTI の当社に対する議決権保有割合を合算すると当社の総株主の議決権の過半数となることから、当社は、本取引が支配株主との重要な取引等に準じるものとみなし、上記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益

相反を回避するための措置に関する事項」の「③当社における利害関係を有しない第三者からの意見書の取得」に記載のとおり、PTI、力成科技日本合同会社、MMJ、MTI 及び MJP から独立し、東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社の社外取締役の森直樹氏並びに当社の社外監査役の檜垣修氏及び打越佑介氏から、平成 29 年 4 月 14 日付で、本取引は当社の少数株主にとって不利益ではないと認められる旨の意見書を受領しております。意見書の概要は、上記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」の「③当社における利害関係を有しない第三者からの意見書の取得」をご参照ください。

以 上